



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 7年 12月 定例会（第5回） 12月19日－05号

P.317 17番（大原裕貴君）

◆17番（大原裕貴君）＝登壇＝第84号議案及び第85号議案に対して、反対の立場で討論いたします。

まず、第84号議案です。本市は人事院に類する組織を有さないため、一般職の職員の対応については、国の人事院勧告に準じることに一定の妥当性があります。しかし、市議会議員については、準じることに必然性もなければ法的根拠也没有ありません。

市民生活に目をやりますと、物価高騰は依然として収まるところを知らず、いまだ厳しい状況が続いています。また、今定例会において、公共施設等の利用料の引上げ議案も提案されており、先ほど可決をされました。利用料の引上げがやむを得ない対応であることは理解をするものの、結果的には市民に痛みを強いることになっています。

市民に痛みを強いる判断をしておきながら、一方で自分たちの報酬は引き上げるという判断は、市民の理解を得られるものではありません。

また、市議会議員の期末手当の引上げ議案は、昨年度も提案をされておりますが、当時の市民生活を鑑み、否決をしています。しかし、今年度の議案では、昨年度に上がらなかった分も合わせて引上げが行われています。今年度において昨年度のものを合わせる必然性は全くありません。

それどころか、こうした対応をすると、昨年度否決の判断を下した意味がなくなってしまいます。今回なぜこのような対応をされたのか理解に苦しみます。議会の判断を尊重する対応をしていただくよう強く要望し、反対討論とします。

次に、第85号議案です。常勤特別職についても、非常勤特別職と同様に人事院勧告に準じる法的根拠はありません。事実、昨年度においては、特別職報酬等審議会の答申結果を待ったという事情があったとはいえ、提案を見送られています。

今年度においては、やはり利用料の引上げの議案を提案されており、可決をしています。市民に痛みを強いる判断をしておきながら、一方で自分自身の報酬を引き上げるとするのは、市民理解を得られる判断とは思いません。未来永劫、引上げを行うなどは申しませんが、市民生活への圧迫となる対応を行った今年度においては、一旦見送る判断をされてもよかったと思います。

リーダーたる者、市民生活の向上を最優先に考えるべきです。自分自身の待遇改善は、市民生活の改善が見られた後に考えていただきますよう要望し、反対討論といたします。